

第2回

福岡市データ活用推進有識者会議

令和4年11月22日(火) 11:00～ WEB会議

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1)福岡市データ活用推進計画の改定について
- (2)今後のスケジュール
- (3)その他

3 閉 会

本日の流れ等

本日の流れ

- 「福岡市データ活用推進計画」の改定に向けた、
 - － 第1回有識者会議におけるご意見と事務局の整理案
 - － 次期計画の「素案」（事務局案）についての意見交換など

改定スケジュール

R4年 10月	11月	12月	R5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
【有識者会議】								
★第1回 (10/11)		★第2回 (11/22)		★第3回 (2/2)				
【作業スケジュール】								
「素案」検討・作成			「原案」検討・作成			パブコメ	最終 とりまとめ	★策定

第1回有識者会議におけるご意見と事務局整理案

項目	主なご意見	事務局整理案
現行計画の振り返り	現行計画における課題感が見えてこない。	ご意見を踏まえ、素案、原案に反映 ※素案参照 4 「福岡市データ活用推進計画」の実施状況
次期計画の方向性 (市民への説明)	<p>市民に寄り添っていると感じられるよう丁寧に検討していく必要がある。</p> <p>市として何を指すのか、それを市民にいかに分かり易く説明するかという部分が大切。</p> <p>目指す姿やキャッチフレーズ、イラストやコラムを入れながら市民に分かり易く伝えられるとよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、素案に反映 原案においてさらに工夫</p> <p>※素案参照 5 目指す姿 6 推進項目と取組みの方向性</p>
次期計画における 関係者の整理、参画	<p>計画の関係者を整理する必要がある。</p> <p>計画の関係者にどういう形で参画してほしいかということが描かれているとよい。</p> <p>計画の関係者の行動を起こす動機になるものは何か、障害となるものは何かといった視点での整理が必要。</p> <p>会議構成員以外からも様々な知見を得られる状況をつくった方がよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案において具体的に検討 関係者：市民、地域、企業、NPO、大学等を想定</p> <p>※素案参照 6 推進項目と取組みの方向性 (2)まちのDX、(3)産業のDX など</p> <p>ご意見を踏まえ、手法等を検討</p>

第1回有識者会議におけるご意見と事務局整理案

項目	主なご意見	事務局整理案
データ活用の考え方	<p>活用の目的を説明することにより透明性を確保し、受益している実感を持ってもらうことが必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、素案に反映 原案においてさらに工夫</p> <p>※素案参照 5 目指す姿 6 推進項目と取組みの方向性 7 計画の推進にあたって (2)データの活用、個人情報等の適切な取扱い</p>
	<p>守秘義務や目的外利用などのデータ活用の制約を踏まえて検討していく必要がある。通知の受け手を驚かせないという視点を持っておく必要がある。</p>	
データ活用の考え方	<p>データ連携基盤の取扱いや行政サービスからのデータの二次利用などオープンデータ以外も幅広く考えるなど、データ活用を見据え、別視点で整理する必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案やデータを活用する個別施策において具体的に検討</p>
	<p>情報の整理と設計を行うことで、市民の合意を取る方法も有効。</p>	

第1回有識者会議におけるご意見と事務局整理案

項目	主なご意見	事務局整理案
施策の進め方	<p>様々な優先順位や、今まさにやるべきことを、市民との接点の中で、どのようにデータとして蓄積していけるかも含めて戦略を立てていけるとよい。</p>	ご意見を踏まえ、原案において、個別施策を含めて具体的に検討
	<p>実行フェーズにおいてどの事業でどこに重点を置き、何をするのかという具体的な視点も必要</p>	
	<p>進捗や効果を見やすくするために課題や取組み、データとソリューションをどう紐づけていくかといった視点が今後重要になってくる。</p>	
	<p>身近な部分でデータ収集や活用を実施し、改善サイクルが短い周期で回っていくような取組みにしていく必要がある。</p>	
	<p>実行フェーズでは何か一つでも具体的な成果を出すことが重要。具体的なモデルケースを1個作成するといった内容が、計画の中に組み込まれているとよい。</p>	

第1回有識者会議におけるご意見と事務局整理案

項目	主なご意見	事務局整理案
<p>「デジタル化」と「データ活用」の整理</p>	<p>データ活用とデジタル化の区別や関連性を整理する必要がある。</p> <hr/> <p>目標とその実現にあたっての課題を念頭にデータの位置づけと活用方法を考えてみてはどうか。</p>	<p>データ活用は、高度なサービスの提供や地域課題の解決など「新たな価値」を創出する手段として、デジタル化を進める上での付随した事項として整理</p> <p>具体的な活用方法については、原案において個別施策を含め検討</p> <p>※素案参照 「福岡市DX戦略(仮称)」への名称変更 7 計画の推進にあたって (2)データの活用、個人情報等の適切な取扱い</p>
<p>その他</p>	<p>広域的な視点も含めて考慮していくことも重要。</p> <hr/> <p>中小企業向けのDX支援はきめ細やかに対応した方がよい。他事例などを参考に積極的に取り組んではどうか。</p> <hr/> <p>地域のデータの活用については、地域の住民に分かるような形になるとよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案において、個別施策を含めて具体的に検討</p>

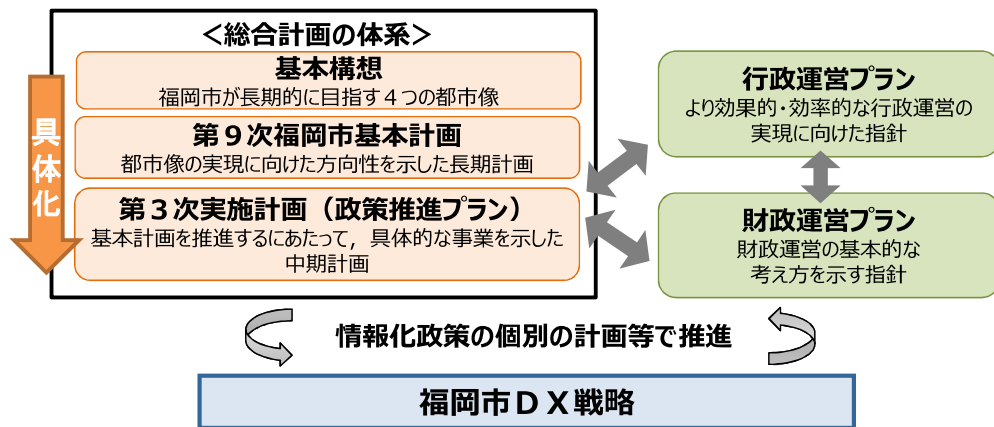
福岡市DX戦略(仮称)素案

1 趣旨・目的

- 福岡市では、「福岡市データ活用推進計画」に基づき、行政手続きや市民サービスのデジタル化、オンライン化などのDXの取組みを積極的に推進してきた。使いやすく分かりやすいユーザーインターフェースの導入により、オンライン申請の利用者数が増加し、市民の利便性が向上するなど一定の成果が上がっている。
- 一方で、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、先進的なテクノロジーの活用など、新たな発想と手法をもって挑戦することが求められている。また、業務の効率化により生じた人的資源を、人のぬくもりが必要な分野でのきめ細かな対応や新たな行政課題の解決へ振り向けることなどにより、これからの時代にふさわしい市民サービスを実現していくことが必要である。
- こうした状況を踏まえ、市民の利便性の向上や業務の効率化を一層推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できることを目指し、「福岡市DX戦略」(仮称)として「福岡市データ活用推進計画」を改定するもの。

2 計画の位置付け

- 「政策推進プラン」、「行政運営プラン」、「財政運営プラン」を一体的に推進し、生活の質の向上と都市の成長のために必要な施策事業を推進していくにあたり、情報化政策の個別の計画として、重点的に取り組むべき内容を具体的に定めるもの。
- 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条第3項に規定する計画であるとともに、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和4年9月改定)に対応するもの。



3 計画期間

- 計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間
- 社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。

4 「福岡市データ活用推進計画」策定後の状況

(1) 国の動向

- 「デジタル庁」が設置(令和3年9月)され、デジタルにより目指す社会の実現に向け、司令塔として、デジタル化の取組みを牽引していくとされている。
- 「デジタル臨時行政調査会」が設置(令和3年11月)され、「構造改革のためのデジタル原則」(令和3年12月)や、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月)がとりまとめられる。

(2) 福岡市の取組み状況

- 行政手続きのオンライン化
 - 令和4年度末までに年間総処理件数の90%以上の行政手続きについてオンラインによる申請等を可能とすることを目標とし、令和4年3月末時点で約86.2%の手続きについてオンライン申請等が可能。
 - 新電子申請システムの本格運用を開始(令和3年4月)
 - 「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定(令和3年6月)。
- キャッシュレスの推進
 - 令和元年度に、区役所の窓口等の公共施設でQRコード決済サービスを導入。令和3年9月には新たにクレジットカード決済なども導入するなど、利用できるキャッシュレス決済を大幅に拡大。
- チャットボットの活用
 - 市民から問合せの多い項目をチャットボットで対応。これまでに証明書・マイナンバーカード、子育て、ごみ・リサイクル、国保・年金・健診等で導入。
- RPA等の活用推進
 - RPAや、AI-OCRの導入により、年間約13,270時間に相当する業務を自動化(令和3年度)
- モバイルワーク環境の整備推進
 - 外出先から庁内システムを安全に利用できるモバイルワーク環境を整備
- オープンデータの推進
 - 「福岡市オープンデータサイト」に、統計情報や小学校の学校給食詳細献立表(アレルギー情報)など、約430種類(令和4年11月末時点)のデータを公開。
- 公民連携ワンストップ窓口
 - 「mirai@」(ミライアット)を通じて、AIやIoT等を活用した民間提案等を支援するなど、社会課題の解決等を促進。

(3) 課題等

- 市政アンケート調査(令和3年度)において、行政手続きのデジタル化・オンライン化の満足度は44.0%
- オンラインで申請を受け付けても、証明書や通知書の交付を紙媒体で行うなど、デジタル上で完結できない手続きが存在。
- 市民が必要としているサービスや支援を、データをもとに、より迅速、的確に実行できる仕組みが必要。
- 今後、業務プロセスの見直しや、区役所毎で異なる内部事務の標準化等についても強化が必要。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5 目指す姿

- あらゆる手続きが来庁不要で簡単にデジタル上で完結できる「ノンストップ行政」が実現している。
- 一人ひとりに寄り添った、きめ細やかでぬくもりのある市民サービスや支援が提供されるなど、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化が実現している。
- 様々な主体と共働し、新たな発想と手法をもって挑戦し続ける、機動的で柔軟な行政への転換がなされている。

6 推進項目と取組みの方向性

(1) 暮らしのDX ～市民の利便性の向上～

- － 「ノンストップ行政」の実現に向けた行政手続きのオンライン化、市民サービスのデジタル化の推進
- － データの活用による「データポータビリティ」や、「プッシュ型」の行政サービス、支援の推進
- － 誰もがデジタル技術による便利な市民サービスを活用できる環境づくり

など

(2) まちのDX ～地域の活性化、良好な生活環境の確保～

- － 市民、地域、企業、NPO、大学などとの連携・共働
- － 分野横断的なデータ活用によるスマートシティの取組みの推進
- － オープンデータの推進
- － 地域の情報配信

など

(3) 産業のDX ～経済活動の活性化～

- － 中小企業等のDXの支援、デジタル人材が集まる環境づくり
- － 様々な分野でのデータ活用

など

(4) 行政のDX ～業務の効率化、サービスの高質化～

- － DXを前提とした業務プロセスの見直し
- － AI、IoT等を活用した行政事務、インフラ管理等の効率化
- － データを活用した政策立案の推進、庁内の人材確保・育成

など

(5) DXを支える基盤 ～取組みの着実な推進、安全・安心の確保～

- － デジタル化を阻害する「アナログ規制」の撤廃など、市民目線での行政手続き等のルール見直し
- － デジタル基盤の整備・運営やマイナンバー制度の利活用の推進
- － データ活用に関するルールづくり、セキュリティ等の確保

など

7 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

- － 庁内の情報化施策の推進を目的とし、情報化統括監（副市長）を会長とし、各局区長等で構成する「DX推進会議」において、進捗管理を行う。
- － 「DX推進会議」の下に、部署横断的な議論を行う場として「DX推進委員会」を設置し（「官民データ活用推進委員会」を改組）、総務企画局が事務局として進行管理を行う。

(2) データの活用、個人情報等の適切な取扱い

- － 市が保有するデータは、個人情報の保護の観点から、関係法令や条例に基づき適正に取扱う。その上で、高度なサービスの提供や地域課題の解決など「新たな価値」を創出する手段として、市民の信頼と公益性が確保されるよう十分に配慮しつつ、積極的な活用を図る。
- － 法律や条例に基づく適切なシステムの運用体制を確保するとともに、監査を毎年実施し、システムごとのリスクの評価、管理体制のチェックを行う。

今後のスケジュール

○ 原案の検討（第3回会議）

- 「素案」の策定後、個別施策を含む次期計画の全体について取りまとめた「原案」（事務局案）を作成し、第3回会議にて説明予定（令和5年2月2日予定）
- 「原案」は第3回会議でのご意見を反映するなどして、令和4年度中に策定し、パブリックコメントを実施する予定

【参考】福岡市データ活用推進有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「福岡市データ活用推進計画」の改定にあたり、多様な見地からの意見を聴取するため、福岡市データ活用推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成員の選任)

第2条 構成員は、専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(構成員への委嘱事項)

第3条 福岡市官民データ活用推進委員会委員長（以下「委員長」という。）は、次に掲げる事項について、構成員から意見を収集する。

- (1) 福岡市のデータ活用及びDXの推進に関すること。
- (2) 福岡市データ活用推進計画の改定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(任期)

第4条 構成員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員長は、構成員からの意見収集を行うため、有識者会議を開催することができる。

(座長)

第6条 有識者会議では、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は有識者会議を主宰し、有識者会議の議事進行に必要な事項を定める。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、総務企画局DX戦略部DX戦略課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第9条 有識者会議は、公開とする。ただし、有識者会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

- 2 有識者会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

【参考】福岡市データ活用推進有識者会議

○官民データ活用推進委員会が計画の改定を検討するにあたり、有識者の意見等を聴取する場として、「福岡市データ活用推進有識者会議」を設置。

※50音順・敬称略

氏名	肩書・役職等
荒牧 敬次	・公益財団法人九州先端科学技術研究所 (ISIT) 専務理事・副所長
石丸 修平	・福岡地域戦略推進協議会 (FDC) 事務局長
小笠原 治	・株式会社ABBALab 代表取締役 ・さくらインターネット株式会社 フェロー ・京都芸術大学 教授
楠 正憲	・デジタル庁統括官
西内 啓	・(株)データビークル 取締役副社長
日置 巴美	・弁護士 (三浦法律事務所)
久留 百合子	・株式会社ビスネット代表取締役